先 - 2 28.6.9

先進医療技術審査部会において承認された新規技術に 対する事前評価結果等について

整理番号	技術名	適応症等	医薬品・ 医療機器等情報	保険給付されない 費用 ^{※1※2} (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	事前評価		その他
							担当構成員 (敬称略)	総評	(事務的対 応等)
095	手術不能肺野型I期肺癌に対する重粒子線治療	手術不能肺野末梢型I期非小細胞 肺癌	・粒子線治療装置(炭素イオンタイプ) 三菱電機株式会社 ・粒子線治療装置(炭素イオン/陽子タイプ) 三菱電機株式会社 ・粒子線治療装置(CI-1000) 株式会社東芝 ・粒子線治療装置(CI-1000S) 株式会社東芝 ・シェルフィッター クラレトレーデイング株式会社 ・モールドケアRI II・BR アルケア	314万円	3万7千円	1万6千円	福井 次矢	適	別紙3

- ※1 医療機関は患者に自己負担額を求めることができる。
- ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

【備考】

〇 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
- (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
- (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

O 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、
- 当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。